

岩手県告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
藤沢町訪問看護ステーション	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	平成23年9月25日
幸成堂薬局	一関市大町4番23号	平成26年8月31日
近藤医院	岩手郡葛巻町葛巻第14地割21番地3	平成26年12月31日
矢追医院	滝沢市穴口534番地2	平成27年2月2日